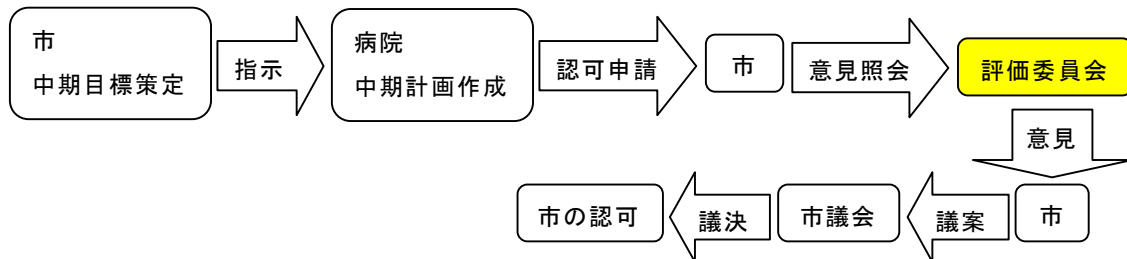


中期計画について

1. 中期計画とは

設置者（市）が定めた中期目標を達成するために、法人が作成する具体的計画で、計画は、市が評価委員会の意見を聴き認可します（なお、病院など公営企業型の法人の場合、認可にあつて議会の議決が必要となります）。

中期目標（中期計画）期間終了後は、業務実績（達成状況）を評価委員会において評価するため、その際の基準となります。



2. 北松中央病院中期計画(案)の構成(目標との対比)

第3期中期目標
前文
第1 中期目標の期間
第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
1 地域で担うべき医療の提供
2 医療水準の向上
3 患者サービスの向上
4 地域医療機関等との連携
5 市の施策推進における役割
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
1 効率的な運営管理体制の確立
2 収益確保と費用節減
第4 財務内容の改善に関する事項
第5 その他業務運営に関する重要事項
1 財務体質の強化に関する特記
2 法令・社会規範の遵守及び情報公開

第3期中期計画(案)
前文
第1 中期計画の期間
第2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
1 地域で担うべき医療の提供
2 医療水準の向上
3 患者サービスの向上
4 地域医療機関等との連携
5 市の施策推進における役割
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 効率的な運営管理体制の確立
2 収益確保と費用節減
第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
第5 短期借入金の限度額
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
第7 剰余金の使途
第8 料金に関する事項
第9 その他業務運営に関する重要事項
1 財務体質の強化に関する特記
2 法令・社会規範の遵守及び情報公開
第10 地方独立行政法人北松中央病院中央病院の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項
1 人事に関する計画
2 施設及び整備に関する計画
3 積立金の処分に関する計画
4 その他中期目標を達成するために必要な事項

※1網かけは、法定の記載事項、 ※2 第10－4「その他必要な項目」は該当なしのため削除